

退職や
就職に
ともなう

被扶養者の認定・取消の 手続きを忘れずにお願いします!

書類の提出は、
所属所の共済事務
担当課へ!

認定 (退職による無職・無収入)

退職日の翌日から5日以内に以下の書類を提出してください。

提出書類

- …必須書類
- …該当する方のみ
- 被扶養者申告書
- 家庭状況
- 退職証明書または資格喪失証明書
- 雇用保険関係書類(雇用保険適用がある場合)
- 国民年金第3号被保険者関係届、基礎年金番号確認書類(20歳以上60歳未満の配偶者の場合)

取消 (卒業後等の就職)

次に該当した場合は、5日以内に以下の書類を提出してください。

- ① 就職先の健康保険が適用となる場合
- ② 健康保険の適用外であっても、恒常的に月額108,334円* (給与明細書の控除項目及び交通費等を含む総支給額) 以上の収入が見込まれる場合

ただし、認定基準額を超えていても人手不足による労働時間延長に伴う一時的な収入変動がある場合は、事業主の証明書を添付することで引き続き認定が可能です。

* 19歳以上23歳未満の者(組合員の配偶者を除く)は12万5千円、60歳以上の者または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は15万円

提出書類

- …必須書類
- …該当する方のみ
- 被扶養者申告書
- 就職日を確認できる書類
- 資格確認書
- 国民年金第3号被保険者関係届
(20歳以上60歳未満の配偶者の場合)

- ・その他必要に応じて書類を提出いただく場合があります。
- ・被扶養者申告書及び家庭状況は、[こちら](#)から取得できます。
- ・収入がある場合の認定については、当組合ホームページ「被扶養者」をご覧ください。